

# 第2回除草作業実施



新規現場受注!!  
新しく5作業所が参加!!

兵庫県の優先発注のひとつ、除草等作業の発注がありました。今回が2回目で別表のとおり、19ヶ所の現場を12ヶ所の作業所で実施することになりました。

2ヶ所の新規現場の発注と、新しく5つの作業所が参加することとなりましたが、今後も年2回の安定した受注と受注現場の拡大のため積極的に受けていきたいと考えています。

つきましては、除草や清掃作業を実施されている作業所をはじめ、これから受注業務の拡大を検討されている作業所のご参加をお待ちしております。

お問い合わせ、参加希望のご連絡は兵庫セルフ神戸事務所までお願いします。

なお、作業の割り振りについては、実施場所や作業の内容により、実施可能な作業所へ確認のうえ決めさせていただきます。

| 実施作業所(計 12ヶ所) |               |          |            |
|---------------|---------------|----------|------------|
| みくら作業所        | 神戸聖生園(せきもり分場) | 神戸光生園    | さくら園       |
| すずかけ作業所       | ハピネス川西作業所     | ふれあいセンター | ひまわり宝殿     |
| フレンドリー        | 峰の会作業所        | わかば園     | いわつばめ福祉作業所 |

| 除草現場一覧表(計 19ヶ所) |     |        |     |        |     |        |     |
|-----------------|-----|--------|-----|--------|-----|--------|-----|
| 神戸市灘区           | 1ヶ所 | 神戸市中央区 | 3ヶ所 | 神戸市長田区 | 2ヶ所 | 神戸市須磨区 | 4ヶ所 |
| 神戸市垂水区          | 1ヶ所 | 神戸市西区  | 1ヶ所 | 加古川市   | 1ヶ所 | 高砂市    | 2ヶ所 |
| 福崎町             | 1ヶ所 | 赤穂市    | 1ヶ所 | 浜坂町    | 1ヶ所 | 篠山市    | 1ヶ所 |

## 薬事法ってご存知ですか？

**薬事法 総則(目的) - 抜粋 -**

**第1条** この法律は、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具の品質、有効性及び安全性の確保のために必要な規制を行うとともに、医療上特にその必要性が高い医療品及び医療用具の研究開発の促進のために必要な措置を講ずることにより、保健衛生の向上を図ることを目的とする。

現在、日本の法規では人体に使用され害を及ぼす危険のある物を製造・販売する際、詳細にわたり厳しい規制が定められています。対象となる商品は数多くありますが、今回はその中の〔石鹼・入浴剤〕を取り上げ、9月30日に兵庫県健康生活部健康局薬務課の藤田・風見両主任をお迎えして研修会を開催しました。

施設・作業所からは、現在製造している又は、今後製造を予定している12ヶ所・14名の方が参加されました。全体説明の後、質問の時間には、注意点・今後の対応など具体的なアドバイスをいただきました。

今後も皆様に役立つ研修会を開催したいと思いますので、ご希望がありましたらお気軽にご要請ください。

